

役員報酬等及び費用に関する規程

【目的】

第1条 この規程は、公益社団法人琉球耳鼻咽喉科学研究振興会(以下「この法人」という。)の定款第 27 条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

【定義等】

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、社員総会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは、明確に区分されるものとする。

【報酬等】

第3条 この法人の役員は、その在任中報酬を受けず、退任時において退職金は支給されない。

【交通費】

第4条 この法人の役員には、事業等を行う際の交通費について、実費相当分を支給する。

【費用】

第5条 この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては

前もって支払うものとする。

【公表】

第6条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

【改廃】

第7条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

【補則】

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。